

介護職員等特定処遇改善加算について

当法人は、賃金の処遇改善方法として、介護職員処遇改善加算（Ⅲ）を算定しています。

また、令和元年10月より、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）の算定をしています。

対象事業所：特別養護老人ホーム 多々羅の里

（介護予防）短期入所生活介護事業所 多々羅の里

賃金以外の処遇改善方法として、下記のとおり取り組んでいます。

① 資質の向上

- ・介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援
- ・専門性の高い技術を取得しようとする者に対する各種研修の受講支援
- ・介護福祉士等取得の為に施設内勉強会・喀痰吸引実施施設の取得
- ・資格取得のための助成金制度の活用

② 労働環境、処遇の改善

- ・腰痛対策による介護福祉機器の導入、介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・職場内コミュニケーションの円滑化
- ・事故やトラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・施設内禁煙
- ・介護休業制度の設置

③ その他

- ・ホームページの活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換